

## 10 令和 6 年度様式及び記載例と記載内容の説明

(1) 様式 1 廃棄物自主管理計画(状況)報告書(チェックシート・アンケート)  
について

本報告書の作成は、自主管理を推進するため、事業場の状況を明らかにしていく視点から、次の 3 点で構成されています。

- ① 事業場の基本的データに関する部分
- ② 廃棄物の自主管理状況について、自己評価していただく部分
- ③ 電子マニフェストの採用状況などに関するアンケートにお答えいただく部分

この様式で報告いただいたデータを県内全域で集計して、貴事業場のデータを比較できる「フィードバック個票」(参考資料 1 参照 P. 58)を作成し、提供しています。3 R (発生抑制、再使用、再生利用) の取組の事項を参考としてください。

\* 【法定事項等の確認項目】表(記載例 P. 24~26)については、提出の必要はありませんが、廃棄物処理法や各リサイクル法等の遵守項目のチェックにお役立てください。

## ②の自己評価していただく内容

区 分	項 目 等	取 組 内 容
I 適正処理関連	1 管理体制等	文書規定の整備、組織の状況、取組の状況
	2 処理委託	業者選定、委託前確認、委託後確認
II 3 R 関連	1 事業場内 3 R	発生抑制、循環的利用
	2 製品 3 R	発生抑制、循環的利用
III その他関連		グリーン調達
		コミュニケーション
IV 建設廃棄物に関する自主管理状況		建設工事における建設混合廃棄物 建設汚泥の発生が見込まれる工事 建設リサイクル
V 令和 5 年度における不要物等発生量及び有償物量		
VI 令和 5 年度における産業廃棄物の最終処分の状況		
VII 全体的な自己評価		令和 5 年度の主な取組内容と全体的な自己評価の記載をお願いします。

# 記載例

1

「6月30日」「6/30」等を入力すると、和暦で表示されます。

令和6年6月〇〇日

**廃棄物自主管理計画(状況)報告書**  
(チェックシート・アンケート)

神奈川県知事 殿

・神奈川県知事  
・横浜市長  
・川崎市長  
・相模原市長  
・横須賀市長  
から提出先を選んでください。

提出者  
所在地  
東京都千代田区〇〇町〇-〇  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代表者印及び社印等は押印しないでください。

処理計画の作成単位である事業場を管理している代表者等とすることができます。なお、建設業の場合は、処理計画の作成単位である支店等の代表者等とすることができます。

神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業により、廃棄物自主管理に関わる計画および状況について、別紙のとおり報告します。

事業場の名称	〇〇〇〇株式会社 〇〇工場		
事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇		
自主管理事業登録番号	No.	〇〇〇〇	※ 各事業場に送付した「フードバック個票」の「貴事業場に関する属性データ」から貴事業場を特定し、県内で初めて提出する場合は「新規」としてください。
資本金	50	百万円	※ 令和6年4月1日現在
従業員数	全社 650 人 ※ 令和6年4月1日現在の常勤する従業員数	当該事業場 250 人 P.71参照	処理計画の作成単位となった事業場の従業員数を記載してください。
事業の種類 (日本標準産業分類より)	E16-化学工業	具体的な業種 (日本標準産業分類：中分類又は小分類)	162 無機化学工業製品製造業
事業規模	(製造業の場合) 製造品出荷額等	全社 74,000	百万円/年 (当該事業場 5,500 百万円/年)
	(建設業の場合) 建設工事元請完成工事高	全社	百万円/年 (エリア内)
	(医療機関の場合) 病床数		床
	(その他業種の場合) 売上高	全社	百万円/年 (当該事業場)
	(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)		
主要な生産品・サービス等	医薬品製造		
事業者名の公開について	公開可	※ 本事業では、ホームページで事業者リストを公開(事業者名のみ)しています。事業者名の公開の可否について左記より選択してください。	

【本報告書に関する事項】

記入担当部署	部署名:	品質管理課	電話番号:	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	担当者名:	〇〇 〇〇	電子メール:	〇〇〇@〇〇.co.jp
電子メールでの行政情報の希望の有無		希望する	※希望の有無を選択してください。	
廃棄物処理計画等の提出状況 (当該年度提出分)	実施状況報告書 (R5年度の結果)	3. 産業廃棄物: 提出有	5. 特別管理産業廃棄物: 提出有	※計画書等の提出の有無を選択してください。
	処理計画書 (R6年度の計画)	2. 産業廃棄物: 提出有	4. 特別管理産業廃棄物: 提出有	

# \* 建設業の場合 \*

## 【様式 1 ~ 様式 5 (表紙) 共通記載事項】

- ① 事業場の名称…「処理計画等」を策定した本店・支店等の貴社名を記載
- ② 事業場の所在地…「処理計画等」を策定した本店・支店等の住所
- ③ 事業規模 (建設工事元請完成工事高) …全社及び当該事業場 (県又は政令市の各行政区域) の前年度実績を記載

「6月30日」「6/30」等を入力すると、和暦で表示されます。 1

廃棄物自主管理計画(状況)報告書  
(チェックシート・アンケート)

令和 6 年 6 月 〇〇 日

神奈川県知事 殿

- ・神奈川県知事
- ・横浜市長
- ・川崎市長
- ・相模原市長
- ・横須賀市長

から提出先を選んでください。

提出者  
所在地

東京都港区〇〇〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇〇〇建設  
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代表者印及び社印等は押印しないでください。

神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業により、廃棄物および状況について、別紙のとおり報告します。

①	事業場の名称	株式会社〇〇〇〇建設 〇〇支店 (神奈川県所管域分(政令市除く))			
②	事業場の所在地	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇ビル〇階			
	自主管理事業登録番号	No. 〇〇〇〇	※ 各事業場に送付した「フィードバック個票」の「専ら貴事業場に関する事項」の「専ら貴事業場に關する属性データ」の番号を転記し、建設業の場合は、処理計画等を策定した支店等(現場事務所含む)の従業員数を記載してください。		
	資本金	15,000	百万円	※ 令和6年4月1日現在	
	従業員数	全社 3,000	人	当該事業場 500	人
	事業の種類 (日本標準産業分類より)	D-建設業	具体的な業種 (日本標準産業分類: 中分類又は小分類) 06 総合工事業		
③	事業規模	(製造業の場合) 製造品出荷額等	全社	百万円/年 (当該事業場)	百万円/年
		(建設業の場合) 建設工事元請完成工事高	全社	325,000 百万円/年 (エリア内)	100,000 百万円/年
		(医療機関の場合) 病床数			
		(その他業種の場合) 売上高	全社	建設業の場合は、処理計画を策定した支店等(「エリア内(県または政令市の各行政区域)」の元請完成工事高を記載してください。)	
		(上記項目に該当しない場合にはこちらに)		日本標準産業分類の中分類又は小分類を記載してください(分類番号、分類項目等)。判断がつかない場合は、総務省のWebサイトをご覧になるか、所管の県又は政令市までお問合せください。	
	主要な生産品・サービス等	建築リフォーム工事業			
	事業者名の公開について	公開可	※ 本事業では、ホームページで事業者リストを公開(事業者名のみ)しています。事業者名の公開の可否について左記より選択してください。		

【本報告書に関する事項】

記入担当部署	部署名: 安全環境部	電話番号: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	担当者名: 〇〇 〇〇	電子メール: 〇〇〇@〇〇.co.jp
電子メールでの行政情報の希望の有無		希望する ※希望の有無を選択してください。

廃棄物処理計画等の提出状況 (当該年度提出分)	実施状況報告書 (R5年度の結果)	3. 産業廃棄物: 提出有	5. 特別管理産業廃棄物: 提出有	※計画書等の提出の有無を選択してください。
	処理計画書 (R6年度の計画)	2. 産業廃棄物: 提出有	4. 特別管理産業廃棄物: 提出有	

○ 廃棄物自主管理の状況について自己評価してください。

※ 報告していただくのは、【チェックシート】と【アンケート】だけです。別ファイルの【法定事項等の確認項目】は社内確認用で報告する必要はありません。

※ すべての項目に、1から5までの数値を以下記述の該当選択肢より選んで記入してください。

<p>【選択肢(R5年度の状況)】</p> <p>1: 既の実施しており、内容も十分である。                  2: 既の実施しているが、検討の余地がある。                  3: 検討したが、まだ実施していない。                  4: わからない。検討していない。実施困難である。                  5: 該当しない。</p>	<p>【選択肢(R6年度の計画)】</p> <p>1: 十分な内容で実施する。                  2: 十分とはいえないが、実施する。                  3: 実施できないが、検討する。                  4: わからない。検討していない。実施困難である。                  5: 該当しない。</p>
---	---

【チェックシート】

I 適正処理に関する自主管理状況について

取組項目		R5年度の状況	R6年度の計画	
<b>管理体制等の状況について</b>				
整 文 書 規 定 備 の	1-1	廃棄物処理のための諸規定(体制・職務、委託要領等)を、文書で定めていますか。	1	1
	1-2	事業所で発生する一般廃棄物と産業廃棄物の一覧表を作成していますか。	1	1
	1-3	廃棄物の種類ごとに、処理方法等について、文書で定めていますか。	1	1
組 織 の 状 況	2-1	廃棄物処理に関して、部署間を横断して検討を行う組織を設置していますか。	1	1
	2-2	廃棄物問題について、経営層が参画する検討・審議機関が設置されていますか。	1	1
	2-3	親会社、子会社、関連会社と協力して廃棄物処理に取り組む体制を作っていますか。	1	1
	2-4	廃棄物に関する従業員研修を実施し、研修の成果を評価する仕組みがありますか。	1	1
	2-5	外部団体が開催する廃棄物に関する講習会等へ従業員を積極的に参加させる仕組みがありますか。	1	1
	2-6	廃棄物処理に関し、社外の専門家と共同研究を行ったり、研究委託をする体制がありますか。	3	3
取 組 の 状 況	3-1	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に対する目標を設定し、取り組むとともにその結果を評価していますか。	1	1
	3-2	社内で廃棄物のための取組等に関し、情報の共有化を行っていますか。	1	1
	3-3	廃棄物管理に関する各種文書や廃棄物管理組織・体制等を定期的に見直していますか。	1	1
	3-4	廃棄物の発生状況や処理状況を把握し、設備の改善等を行っていますか。	1	1
	3-5	廃棄物に関する法改正や処理技術等の情報を収集し、廃棄物の適正処理の向上に活用していますか。	1	1
	3-6	廃棄物の処理に関し、自己処理の割合を高めるように取り組んでいますか。	2	1

上記項目の「R5年度の状況、又はR6年度の計画」欄に『3若しくは4』を選んだ場合、その理由は何ですか。【複数回答可】

該当するものに○

実施するための具体的な方法がわからない。 項目番号( 2-6 )

実施するための専任する担当者がいない。又は、配置できない。 項目番号( 2-6 )

その他 項目番号( )

理由

上記項目で「3」もしくは「4」を選んだ場合は、理由を選択・記載してください。

※※以下、取組項目(4-1～17-1)も同様ですので、ご注意ください。※※

取組項目		R5年度の状況	R6年度の計画	
<b>廃棄物処理の委託について</b>				
業者選定	4-1	委託処理業者の選定にあたっては、廃棄物の種類や性状を踏まえて選定していますか。	1	1
	4-2	委託処理業者の選定にあたっては、他工場や他社などの第三者から情報を収集し、活用していますか。	1	1
	4-3	国が定める処理業者の優良性の判断に係る評価基準及びその評価に基づく処理業者の情報等を活用していますか。	1	1
	4-4	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会などの団体に加入し、業界情報を積極的に収集している処理業者を選定していますか。	2	2
委託前確認等	5-1	委託処理するにあたって、適正処理料金を検討し、契約していますか。	1	1
	5-2	委託契約前に、処理施設の処理能力・維持管理の実態や周辺状況の調査を行っていますか。	1	1
	5-3	廃棄物の処理委託に際して、脱水・圧縮等による減量化・減容化に努めていますか。	1	1
委託後確認	6-1	定期的に、委託処理施設の廃棄物の処理状況や処理施設の運転状況及び周辺状況を確認していますか。	1	1
	6-2	現地確認結果に基づいて処理・処分業者に適正処理に関して指示していますか。	1	1
	6-3	委託処理業者に対し、廃棄物の性状、量等に関する情報を適宜提供していますか。	1	1
	6-4	中間処理委託した廃棄物の処理残さ物について、その最終処分状況を現地確認していますか。	2	2
上記項目の「R5年度の状況、又はR6年度の計画」欄に「3若しくは4」を選んだ場合、その理由は何ですか。【複数回答可】				
該当するものに○				
<input type="checkbox"/>		実施するための具体的な方法がわからない。	項目番号( )	
<input type="checkbox"/>		実施するための専任する担当者がいない。又は、配置できない。	項目番号( )	
<input type="checkbox"/>		その他	項目番号( )	
理由				

## II 事業場内3R及び製品3Rに関する自主管理状況について

取組項目		R5年度の状況	R6年度の計画	
<b>事業場内3Rについて</b>				
発生抑制	7-1	製造工程、サービス等の企画時に廃棄物の発生抑制を考慮したのになっていますか。	2	2
	7-2	廃棄物の発生状況を定期的に把握し、発生抑制に努めていますか。	1	1
	7-3	廃棄物の発生を抑制するための方法・技術に関わる調査・研究を行っていますか。	1	1
	7-4	親会社、子会社、関連会社と協力して、廃棄物の発生抑制に関する取組を実施していますか。	1	1
	7-5	資本関係のない他企業と協力して、廃棄物の発生抑制に関する取組を実施していますか。	2	2
循環的利用	8-1	発生した廃棄物の分別のため保管場所を確保し、分別した廃棄物は、その種類ごとに適切に再使用・再生利用(委託を含む)していますか。	1	1
	8-2	廃棄物の処理状況を定期的に把握し、再使用・再生利用に努めていますか。	1	1
	8-3	廃棄物の再使用・再生利用を促進するための方法・技術に関わる調査・研究を行っていますか。	1	1
	8-4	親会社、子会社、関連会社と協力して、廃棄物の再使用・再生利用に取り組んでいますか。	1	1
	8-5	資本関係のない他企業と協力して、廃棄物の再使用・再生利用に関する取組を実施していますか。	2	2
	8-6	原材料や資材等に関し、廃棄物の循環的利用につながるものを購入していますか。	1	1

事業場内3Rについて つづき	
上記項目の「R5年度の状況、又はR6年度の計画」欄に『3若しくは4』を選んだ場合、その理由は何ですか。〔複数回答可〕	
該当するものに○	
<input type="checkbox"/>	実施するための具体的な方法がわからない。 項目番号( )
<input type="checkbox"/>	実施するための専任する担当者がいない。又は、配置できない。 項目番号( )
<input type="checkbox"/>	その他 項目番号( )
理由	( )

取組項目			R5年度の状況	R6年度の計画
<b>製品3Rについて</b>				
発生抑制	9-1	自社の製品に関して、長期間の使用を確保するため、耐久性の向上を図るとともに、製品の修理等が行える体制を整えていますか。	2	2
	9-2	自社の製品に関し、省資源化、長寿命化など廃棄物対応の観点で製品評価し、設計していますか。	1	1
	9-3	製品やサービスの納品先、販売先や発注者に対して、廃棄物の発生抑制のための協力を提案していますか。	2	2
	9-4	自社の製品において、過剰な包装・梱包材の使用をさせていますか。	1	1
利循環用的	10-1	自社の製品を回収し、再使用、再生利用に取り組んでいますか。	2	2
	10-2	製品や商品等に、廃棄時の処理や再使用・再生利用を想定した構造設計や材質の工夫を行っていますか。	1	1
上記項目の「R5年度の状況、又はR6年度の計画」欄に『3若しくは4』を選んだ場合、その理由は何ですか。〔複数回答可〕				
該当するものに○				
<input type="checkbox"/>	実施するための具体的な方法がわからない。	項目番号( )		
<input type="checkbox"/>	実施するための専任する担当者がいない。又は、配置できない。	項目番号( )		
<input type="checkbox"/>	その他	項目番号( )		
理由	( )			

### Ⅲ その他に関する自主管理状況について

取組項目			R5年度の状況	R6年度の計画
調グリーン 達成	11-1	原材料・資材や設備等は、環境に配慮したものを購入していますか。	1	1
	11-2	事務用品や消耗品に関し、リサイクル品等環境に配慮した商品を積極的に購入していますか。	1	1
ケー コミュニ シ ョ ン	12-1	製品や商品等に廃棄時の注意事項や分別・回収に関する表示を行っていますか。	1	1
	12-2	製品、商品の長期使用に関する取扱要領・注意事項等について顧客へ情報提供を行っていますか。	1	1
	12-3	廃棄物の管理体制や排出状況を公表したり、一般の方々からの問い合わせや指摘に対応する仕組みがありますか。	1	1
上記項目の「R5年度の状況、又はR6年度の計画」欄に『3若しくは4』を選んだ場合、その理由は何ですか。〔複数回答可〕				
該当するものに○				
<input type="checkbox"/>	実施するための具体的な方法がわからない。	項目番号( )		
<input type="checkbox"/>	実施するための専任する担当者がいない。又は、配置できない。	項目番号( )		
<input type="checkbox"/>	その他	項目番号( )		
理由	( )			

【建設業のみ記載】

IV 建設廃棄物に関する自主管理状況について

(建設業の事業場のみ記入してください。)

取組項目		R5年度の状況	R6年度の計画
<b>建設工事における建設混合廃棄物について</b>			
再生及び生利抑制	13-1	設計段階で、解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材を採用していますか。	
	13-2	工事現場において、分別を積極的に取り組んでいますか。	
<b>建設汚泥の発生が見込まれる工事について</b>			
発生抑制	14-1	設計、施工にあたり、汚水や安定液等を使用しない工法を採用していますか。	
	14-2	設計、施工にあたり、断面形状の工夫による掘削土量の削減等をしていますか。	
再生利用	15-1	建設汚泥について、工事現場内又は他の自ら行う工事現場において、適切な再生利用を行っていますか。※	
	15-2	建設汚泥のリサイクルを推進するために、新たな技術開発又は技術を有する企業との連携を行っていますか。	
適正処理	16-1	工事現場内において、脱水処理を行っていますか。	
	16-2	建設汚泥の処分について、極力、海洋投入処分を行わないようにしていますか。	
<b>建設リサイクルについて</b>			
研修	17-1	建設現場で実際に作業を行う者について、建設リサイクルに関する研修会等に参加していますか。	
上記項目の「R5年度の状況、又はR6年度の計画」欄に「3若しくは4」を選んだ場合、その理由は何ですか。〔複数回答可〕			
該当するものに○ <input type="checkbox"/> 実施するための具体的な方法がわからない。 項目番号( ) <input type="checkbox"/> 実施するための専任する担当者がいない。又は、配置できない。 項目番号( ) <input type="checkbox"/> その他 項目番号( ) 理由 ( )			

※ 15-1 建設汚泥の適切な再生利用の基準  
 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日 環境省)  
 建設汚泥処理土利用技術基準(平成18年6月12日 国土交通省)

V 令和5年度における不要物等発生量及び有償物量について

貴事業場での不要物等発生量及び有償物量についてお伺いします。

「不要物等発生量」=有償物量+様式3-2(5-2)の「①排出量」です。下記に記入してください。

( 40,284 トン)

VI 令和5年度における産業廃棄物の最終処分状況について

今後の廃棄物行政の参考とさせて頂きたく、貴事業場排出の産業廃棄物の最終処分状況をお伺いします。

- \* 中間処理委託先が、県内の場合には「市町村名」を、県外の場合には「都道府県名」を記入してください。
- \* 埋立場所が、県内の場合には「施設名」を、県外の場合には「都道府県名」を記入してください。
- \* 最終処分方法として「海洋投入」している場合には、「○」を選んでください。

廃棄物の種類	中間処理の場所 県内:市町村名 県外:都道府県名	主な最終処分(埋立・海洋投入)の場所		
		県内(施設名)	県外(都道府県名)	海洋投入
汚泥	横浜市			
廃油(引火性廃油)	愛知県		宮城県、愛知県、東京都	
廃酸(強酸を含む)	千葉県		茨城県、宮城県、秋田県	
廃アルカリ(強アルカリを含む)	茨城県		茨城県	
廃プラスチック類	相模原市		北海道	
金属くず	富山県		富山県	
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	横浜市		宮城県	
燃え殻	綾瀬市		宮城県、愛知県、東京都	

**産業廃棄物の最終処分(埋立)を県外としている理由について**

該当するものに○[複数回答可]

最終処分する廃棄物の全てを一括して委託(埋立処分)できるため

中間処理業者からの紹介があるため

最終処分場を現地調査し、安全性が確認できたため

埋立処分費が安い

収集運搬費が安い

最終処分(埋立)したい品目を受け入れる処分場が県内にないため

その他

その他の理由を記入してください。

具体的な品目を記入してください。



Ⅶ 貴事業場における廃棄物管理について、令和5年度の主な取組内容と全体的な自己評価（採点および自由記入）をしてください。また、提供可能な情報について書いてください。

取組状況				
<b>担当部門等について</b>				
担当部署	品質管理課	職名、 担当者氏名	係長 ○○ ○○	
<b>廃棄物管理体制の整備に関する自己評価</b>		自己評価点	80 点 (100点満点)	
評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規程を適宜見直し、体制の整備を充実させている。</li> <li>・廃棄物の見える化システムによる廃棄物管理業務の効率化を図っている。</li> <li>・委託業者の確認を定期的に行い、適切に処理が行われていることを確認している。</li> </ul>			
反省すべき点				
<b>廃棄物対策の取組状況に関する自己評価</b>		自己評価点	点 (100点満点)	
評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制に努めた。</li> <li>・廃棄物の有価物化に取り組み、資源の有効利用を推進している。</li> <li>・分別の徹底やマニフェストの適切な運用方法等について教育を実施している。</li> </ul>			
反省すべき点				
<b>前年度と比較して廃棄物の排出量が増減した主な要因に関する事項</b>				
廃棄物の排出量が減少した上位3種類について記入してください。				該当する項目に ○をつけてください 〔複数回答可〕
減少した廃棄物の種類	① 廃酸	② 燃え殻	③ 廃油	
製品設計を見直し、発生抑制に取り組んだため			① ○	② ○
事業場内における再生利用が促進したため			①	②
資源化の促進に取り組み、有価で売却できるようになったため			①	②
事業規模又は受注高が減少したため<経済環境の影響を受けたため>			①	②
その他(理由を記入)	①	②	③	
廃棄物の排出量が増加した上位3種類について記入してください。				該当する項目に ○をつけてください 〔複数回答可〕
増加した廃棄物の種類	① 廃プラスチック	② 金属くず	③	
事業規模又は受注高が伸びたため			① ○	② ○
3R対策が、思うように促進できなかったため			①	②
有価から逆有償に逆転したため			① ○	②
その他(理由を記入)	①	②	③	
<b>廃棄物対策で提供できる情報があれば記入してください。</b>				
発生抑制 対策	排水汚泥の発生抑制			
再使用 対策	事業所内でのリサイクル物品情報の共有			
再生利用 対策	廃油を遠心分離機で再生油と含油排水に分離			
その他 対策	食堂残さ物のコンポスト化			

## アンケート

- ※ 取組状況は、令和6年4月1日現在の状況を回答してください。
- ※ 選択肢の回答は、該当する項目の口の中に○をつけてください。

### I 取組状況について

1 電子マニフェストの採用状況について、当てはまる項目をひとつだけ選んでください。なお、電子マニフェストを採用していない場合は、その理由について次の項目にお答えください。

※ 前々年度に特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）を50 t以上排出した事業者は○をつけてください。

⇒

電子マニフェストの採用状況

- ①全面的に採用している。
- ②一部の取引だけ採用している。
- ③採用に向けて準備中・検討中である。
- ④採用していない。

※ 電子マニフェストを採用していない理由〔複数回答可〕

- 委託先の業者が採用していない。  
⇒  収集運搬業者  中間処理業者
- 紙マニフェストよりコストがかかる。  
⇒  インターネット接続料  専任職員経費  その他 (  )
- 適正処理と業務の効率化に結びつかない。  
⇒  廃棄物量が少ない  紙マニフェストに馴染んでいる  
 監査等で紙が必要  その他 (  )
- 自社の業務には適さない。理由 (  )
- 電子マニフェストを採用するメリットが少ない。  
⇒ どのようなメリットを希望しますか。 (  )
- 世間の動向をみている。
- 情報流出が懸念される。
- その他 理由 (  )

2 環境会計の実施状況について、当てはまる項目をひとつだけ選んでください。親会社やグループ会社として統括的に取り組んでいる場合も「実施」に含みます。なお、環境（管理）会計を実施していない場合は、その理由について次の項目にお答えください。

- ①環境会計（環境省）を運用中である。
- ②環境管理会計（経済産業省）を運用中である。
- ③環境会計（環境省）の導入に向けて準備中・検討中である。
- ④環境管理会計（経済産業省）の導入に向けて準備中・検討中である。
- ⑤通常の会計システムで環境費目の管理を実施している。
- ⑥データの集計だけを実施している。
- ⑦環境（管理）会計は実施していない。

※ 環境（管理）会計を実施していない理由〔複数回答可〕

- 実施するための具体的な方法がわからない。
- 実施するための専任する担当職員がいない。又は、配置できない。
- 実施するメリットが少ない。  
⇒  事業規模が小さく、馴染まない。  その他 (  )
- 外部監査等に対応する余裕がない。
- その他 理由 (  )

3 環境報告書の作成状況について、当てはまる項目をひとつだけ選んでください。親会社やグループ会社として統括的に取り組んでいる場合も「実施」に含みます。なお、環境報告書を作成していない場合は、その理由について次の項目にお答えください。

- ①環境報告書を作成・公表している。
- ②エコアクション21の環境活動レポートとして作成・公表をしている。
- ③環境報告書を作成しているが、公表はしていない。
- ④環境報告書の導入に向けて準備中・検討中である。
- ⑤環境報告書は作成していない。

※ 環境報告書を作成していない理由（複数回答可）

- 作成するための具体的な方法がわからない。
- 作成するための専任する担当職員がいない。又は、配置できない。
- 作成するメリットが少ない。
- ⇒  事業規模が小さく、馴染まない。  その他（ ）
- その他 理由（ ）

4 ISO14001 やエコアクション21 の認証取得状況について、当てはまる項目をひとつだけ選んでください。

- ①ISO14001の認証を取得している。
- ②エコアクション21の認証を取得している。
- ③認証は受けていないが、ISO14001に準じた管理を実施している。
- ④その他（オリジナルも含む）の環境マネジメントシステムを導入している。
- ⑤ISO14001の認証取得に向けて準備中・検討中である。
- ⑥エコアクション21の認証取得に向けて準備中・検討中である。
- ⑦環境マネジメントシステムは取り入れていない。
- ⑧その他 理由（ ）

5 プラスチック資源循環法への対応について、以下の項目をお答えください。

- ①事業所全体で、廃プラスチック使用製品産業廃棄物等を前年度250トン以上排出していますか。
- ②廃プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制や再資源化の目標を定め、排出量と目標の達成状況等を公表している場合にはホームページのURLをご記入ください。
- ( <https://www.pref.kanagawa.jp/0000/00000> )

## II 廃棄物自主管理事業について

この報告に係る1年間に、廃棄物等の処理に支障がありましたか。あった場合には、I欄から産業廃棄物の種類を、またII欄からその理由を選んでください。〔複数回答可〕

産業廃棄物の種類 (I)	支障の理由 (II)	〔自由記載欄〕
<input checked="" type="checkbox"/> イ	① 搬入量や搬入頻度の制限	[ ]
<input checked="" type="checkbox"/> カ	④ その他	[ 木くず・金属類の複合品、処分場のひっ迫による受入拒否 ]
<input type="checkbox"/>		[ ]

< I欄 >

- ア 汚泥
- イ 廃プラスチック類
- ウ 紙くず（事業系一般廃棄物を含む。）
- エ 木くず
- オ がれき類
- カ その他 ※

< II欄 >

- ① 搬入量や搬入頻度の制限
- ② 性状（混入・汚れ・付着、成分など）による制限
- ③ 処理価格の改定
- ④ その他 ※

※自由記載欄に「種類」及び「支障の理由」を記載

**自由記載欄** 廃棄物の処理の支障について、ご意見等をご自由にご記入ください。

梱包に使われるPETバンドが再生不可品となり、有価売却ができなくなった。

【アンケートは以上です。ご協力、有難うございました。】

日本標準産業分類との業種対照表

自主管理事業での業種分類	日本標準産業分類(平成25年10月改定、第13回改定版)
1 農業	A-農業、林業
2 鉱業	C-鉱業、採石業、砂利採取業
3 建設業	D-建設業
4 食料	E09-食料品製造業 E10-飲料・たばこ・飼料製造業
5 生活関連	E11-繊維工業 E12-木材・木製品製造業(家具を除く) E13-家具・装備品製造業 E20-なめし革・同製品・毛皮製造業 E32-その他の製造業 E320 管理、補助的経済活動を行う事業所(E32-その他の製造業) E321 貴金属・宝石製品製造業 E322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く) E323 時計・同部分品製造業 E324 楽器製造業 E325 がん具・運動用具製造業 E326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業 E327 漆器製造業 E328 畳等生活雑貨製品製造業 E329 他に分類されない製造業 G41-映像・音声・文字情報制作業(G412-音声情報制作業)
6 紙	E14-パルプ・紙・紙加工品製造業 E15-印刷・同関連業 G41-映像・音声・文字情報制作業の一部(G413-新聞業、G414-出版業)
7 化学	E16-化学工業 E17-石油製品・石炭製品製造業
8 プラスチック	E18-プラスチック製品製造業 E19-ゴム製品製造業
9 窯業	E21-窯業・土石製品製造業
10 鉄鋼	E22-鉄鋼業
11 非鉄金属	E23-非鉄金属製造業
12 金属	E24-金属製品製造業
13 一般機械	E25-はん用機械器具製造業 E26-生産用機械器具製造業 E27-業務用機械器具製造業
14 電気機械	E28-電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29-電気機械器具製造業 E30-情報通信機械器具製造業
15 輸送機械	E31-輸送用機械器具製造業
16 電気・ガス・熱供給・水道業	F-電気・ガス・熱供給・水道業 F363-下水道業
17 運輸・通信業	G37-通信業 H-運輸業、郵便業 Q86-郵便局
18 卸・小売業・飲食店	I-卸売業・小売業 M76-飲食店 M77-持ち帰り・配達飲食サービス業
19 サービス業	G38-放送業 G39-情報サービス業 G40-インターネット付随サービス業 G41-映像・音声・文字情報制作業の一部(G411-映像情報制作・配給業) G41-映像・音声・文字情報制作業の一部(Q4161-ニュース供給業) K69-不動産賃貸業・管理業の一部(K693-駐車場業) K70-物品賃貸業(旧Q-サービス業の一部) L-学術研究、専門・技術サービス業(旧Q-サービス業の一部) M75-宿泊業 N-生活関連サービス業、娯楽業(旧Q-サービス業の一部) O-教育、学習支援業 P-医療、福祉 Q87-協同組合 R-サービス業(他に分類されないもの)

法定事項等の確認項目

【法定事項等の確認項目】

(確認項目ですので、このページは提出していただく必要はありません。)

法定事項	確認項目	確認欄	対応結果	
廃棄物処理法	1-1	廃棄物の再生や処理、処分を行う場合には、廃棄物処理基準に適合した取り扱いをしていますか。[法第十二条第1項]	○	済
	1-2	自社での廃棄物の保管は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、技術上の基準に従い保管していますか。[法第十二条2項、則第八条]	○	済
	1-3	産業廃棄物を生ずる事業場の外で自らの産業廃棄物を保管するにあたって、環境省令で定める保管に該当する場合、あらかじめ県知事等に届出を行っていますか。[法第十二条第3項]	○	済
	1-4	運搬又は処分を他人に委託する場合、環境省令等で定める者にそれぞれ委託していますか。[法第十二条第5項]	○	済
	1-5	運搬又は処分を他人に委託する場合、処理の状況に関する確認を行い、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じていますか。[法第十二条第7項]	○	済
	1-6	産業廃棄物処理施設を設置している場合には、法に定める産業廃棄物処理責任者を置いていますか。[法第十二条第8項]		該当しない
	1-7	多量排出事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、県知事等に提出していますか。[法第十二条第9項]	○	済
	1-8	多量排出事業者は、計画の実施状況について県知事等に報告していますか。[法第十二条第10項]	○	済
	1-9	産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者、事業場の外で自らの産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者は、帳簿を作成し、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存していますか。[法第十二条第13項]		該当しない
	1-10	委託契約書を契約の終了の日から5年間保存していますか。[令第六条の二第5号]	○	済
	1-11	特別管理産業廃棄物が生じる場合は、事業場ごとに法定資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を設置していますか。[法第十二条の二第8項]	○	済
	1-12	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、特別管理産業廃棄物の減量その他のその処理に関する計画書を作成し、県知事等に提出していますか。[法第十二条の二第10項]	○	済
	1-13	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、実施の状況について県知事等に報告していますか。[法第十二条の二第11項]	○	済
	1-14	特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書を契約の終了の日から5年間保存していますか。[令第六条の六第2号][則第八条の十六の四]	○	済
	1-15	産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託している場合、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を適切に交付していますか。[法第十二条の三第1項]	○	済
	1-16	交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを5年間保存していますか。[法第十二条の三第2項]	○	済
	1-17	手元に戻ってきた産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しの内容を確認し、かつ、当該管理票の写しを受けた日から5年間保管していますか。[法第十二条の三第6項]	○	済
	1-18	前年度の1年間に交付した産業廃棄物管理票(電子マニフェスト利用分を除くマニフェスト)について、様式第三号により「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、6月30日までに当該事業所の所在地を所管する行政庁へ提出していますか。[法第十二条の三第7項]	○	済
	1-19	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しは期限までに送付されていることを確認していますか。[法第十二条の三第8項]	○	済
	1-20	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しが期限までに送付されなかったとき、または、産業廃棄物処理業者から処理困難通知を受けたときは、排出事業者が行う適切な措置を講じていますか。[法第十二条の三第8項]	○	済
	1-21	産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、設置に関し県知事等の許可を得ていますか。[法第十五条第1項]		該当しない
	1-22	産業廃棄物処理施設(焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設、最終処分場に限る。)を設置している場合には、定期検査を受検していますか。[法第十五条の二の二]		該当しない
	1-23	産業廃棄物処理施設を設置している場合には、法に定める維持管理基準に従って維持管理していますか。[法第十五条の二の三]		該当しない
	1-24	産業廃棄物処理施設(焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設、最終処分場に限る。)を設置している場合、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報をインターネット等で公表していますか。[法第十五条の二の三第2項]		該当しない
	1-25	産業廃棄物処理施設(焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設、最終処分場に限る。)を設置している場合、維持管理に関する事項を記録するとともに、当該処理施設に備え置き、3年間、当該維持管理に関し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させていますか。[法第十五条の二の四]		該当しない
	1-26	産業廃棄物を輸入している事業者は、環境大臣の許可を得ていますか。[法第十五条の四の五第1項]		該当しない
	1-27	産業廃棄物の処理施設を設置している事業者は、技術管理者を置いていますか。[法第二十一条第1項]		該当しない
	1-28	産業廃棄物の処理施設のうち、政令で定める施設を設置している場合、その施設において生活環境保全上の支障が生じ、あるいは生ずるおそれがある事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講じ、事故の状況等を県知事等に届出していますか。[法第二十一条の二第1項]		該当しない

## 法定事項等の確認項目（前ページからの続き）

（確認項目ですので、このページは提出していただく必要はありません。）

法定事項	確認項目	確認欄	対応結果	
資源有効利用促進法	2-1	工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む）で事業を行う者及び物品販売を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者として、その事業又は建設工事の発注に際し原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めていますか。[法第四条第1項]	○	済
	2-2	事業者又は建設工事の発注者として、製品が長期間使用されるよう、あるいは、廃棄されたもの等を再生資源や再生部品として利用するよう努めていますか。[法第四条第2項]	○	済
	2-3	資源有効利用促進法の指定再資源化製品であるパソコン及び小型二次電池の製造業者等にあつては、回収・リサイクルの取組を適切に実施していますか。[法第四条第2項]		該当しない
	2-4	事業所から排出するパソコン及び小型二次電池については、資源有効利用促進法に基づくメーカーの回収・再生利用（リサイクル）に協力していますか。[法第五条]	○	済
	2-5	資源有効利用促進法の指定表示製品である容器包装などの製造業者等にあつては、分別回収を促進するための識別表示を適切に行っていますか。[法第二十四条第1項]	○	済
リ容器リサイクル包装法	3-1	繰り返し使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制、あるいは容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等に努めていますか。[法第四条]	○	済
	3-2	容器包装リサイクル法の特定事業者にあつては、指定法人である（財）日本容器包装リサイクル協会に再商品化の費用を適切に負担するなどにより、再商品化義務を履行していますか。[法第十一～十四条]		該当しない
リ家リサイクル法電	4-1	特定家庭用機器の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図ること等により特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制、あるいは、特定家庭用機器の設計等を通じて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に要する費用を低減するよう努めていますか。[法第四条]		該当しない
	4-2	事業所から排出される特定家庭用機器（家電リサイクル法対象物）については、同法に基づき適切に再商品化（リサイクル）していますか。 [法第六条]	○	済
建設リサイクル法	5-1	建設業を営むものとして、建設物等の設計や建設資材の選択等で工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の低減に努めていますか。[法第五条第1項]		該当しない
	5-2	建設業を営むものとして、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用するよう努めていますか。[法第五条第2項]		該当しない
	5-3	建設リサイクル法の基本方針や実施指針に照らして、同法の規制対象とならない工事の場合や特定建設資材廃棄物以外の廃棄物についても、分別解体等を行い、適切に再資源化等を実施していますか。[法第四条]		該当しない
	5-4	建設工事の発注者として、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担等を通じて、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めていますか。[法第六条]		該当しない
	5-5	建設リサイクル法の対象建設工事の発注者等は、解体工事にあつては解体する建築物等の構造、新築工事にあつては使用する特定建設資材の種類等必要事項を県知事等に届け出していますか。[法第十条]		該当しない
	5-6	建設リサイクル法の対象工事の請負契約当事者は、建設業法第十九条第1項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等必要事項を書面に記載し、相互に交付していますか。[法第十三条第1項]		該当しない
	5-7	建設リサイクル法の対象工事にあつては、特定建設資材の分別解体等を行い、適切に再資源化等を実施していますか。[法第九条、法第十六条]		該当しない
	5-8	元請業者となった場合において、建設リサイクル法の対象工事にあつては、再資源化完了報告を作成し、発注者に対して報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存していますか。[法第十八条第1項]		該当しない
	※	建設リサイクル法の対象とならない工事にあつても、発注者に対して建設廃棄物の再資源化、適正処理の状況を報告していますか。		該当しない

法定事項等の確認項目（前ページからの続き）  
 （確認項目ですので、このページは提出していただく必要はありません。）

法定事項	確認項目	確認欄	対応結果	
自動車リサイクル法	6-1	自動車製造業者として、自らが果たす役割の重要性に鑑み、その適正かつ円滑な実施を図るため、関連情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力を努めていますか。[法第三条第2項]		該当しない
	6-2	関連事業者として、使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めていますか。[法第四条第1項]		該当しない
	6-3	引取業者として、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化等に係る料金その他の事項について自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが行われるよう努めていますか。[法第四条第2項]		該当しない
	6-4	自動車をなるべく長期間使用する、自動車の購入に当たってはその再資源化等の実施に配慮した自動車を選択する等使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めていますか。[法第五条]	○	済
	6-5	事業所から排出される使用済自動車については、自動車リサイクル法に基づき、適切に引取業者に引き渡していますか。[法第八条]	○	済
二輪車	※	事業所から排出される使用済の二輪車については、業界の自主的な回収・リサイクルの取組に協力していますか。	○	済
PCB特措法	7-1	PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に保管又は委託処理していますか。[法第三条]	○	済
	7-2	PCB廃棄物を保管している場合は、毎年度PCB特別措置法に基づく届出を提出していますか。[法第八条]	○	済
特ダイオキシン法	8-1	事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又は、その除去等をするために必要な措置を講じていますか。[法第四条]		該当しない
	8-2	廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰、燃え殻に含まれるダイオキシン類を環境省令で定める基準以内となるよう処理又は委託処理していますか。[法第二十四条第1項]		該当しない

注：法定事項欄の「※」項目は、法定事項ではありませんが、可能な限り実施にご協力いただきたい事項です。